

## ワ州基本法の研究

### —— 中国法との比較を通じて —— (8) 消防法

The Study of the Basic Law of the Wa State  
—A Way to Make a Comparative Study of Chinese Law—(8) Fire Defense Law

安田 峰俊\*・高橋 孝治†

ミャンマー連邦共和国のシャン州の「ワ自己管理管区」(ワ州)は、国際的に承認されていない政府が実効支配している地域であり、独自の法である「ワ州基本法」が施行されている。ワ州基本法は一つの法典の中にいくつかの章があり、これらの章がそれぞれ「民法」や「刑法」となっている。本稿は、これらのうち、消防法について、ワ州基本法の母法である中国の道路交通管理条例との比較という手法を用いて、検討を行うものである。

本稿の結論としては、ワ州には消防署などは存在しているものの、ワ州消防法は、消防業務を民間の消防隊に行わせるかのような規定となっており、政府が最低限行うべき治安維持としての「消防活動」がどこまでおこなわれているのか、議論の余地があるとする。

**キーワード：**アジア法，ミャンマー，中国法，ワ州法，国際的に未承認の政府

---

\* 立命館大学人文科学研究所

† 台湾・淡江大学 日本政経研究所 (台湾政府主催・台湾フェロシップによる招聘)

‡ 本稿において、[ ] は直前の単語の中国語原文を表し、初出にのみ付した。

## I. はじめに

昨今、日本の各地方自治体が、国際理解や国際交流に力を注いでいる。この中で、福井県は「福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例」(1996年(平成8年)3月21日福井県条例第3号公布, 同年10月5日施行。2019年(令和元年)7月30日福井県条例第4号最終改正, 同年10月1日改正法施行)第1条や第4条で「国際交流会活動」や「国際理解」を行うことを前提とした規定を設けている。さらに、福井県福井市においても「男女共同参画社会をめざす福井市条例」(2003年(平成15年)3月28日条例第1号公布, 同年4月1日施行)第21条において、「国際的な理解」を行うことを前提とする規定を置いている。本稿は、このような「国際理解」の一助となるべく、日本ではあまり知られていないミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という)のシャン州の「ワ自己管理管区」(以下「ワ州」という。中国語では「佤邦」と表記される)という地域を研究するために行っている連作研究の続編である。ワ州は革命根拠地(国際的に承認されていない政府が実効支配し、事実上独立している地域)に存在する軍閥政権であり、日本国政府との公式の交流がなされる可能性は極めて低い。しかし、政治的に国家レベルでの交流が難しい地域であるからこそ、その地域を高度に理解することが必要であるし、国家レベルでは交流が難しい地域であるからこそ、自治体がその穴を埋める必要があると考えている。

筆者らはこのような認識でこれまでもワ州研究の一環として、ワ州独自の法律である「佤邦基本法(試行)」(以下「ワ州基本法」とい

う)を研究してきた。本稿は、ワ州基本法のうち、第六章である「消防法」(以下「ワ州消防法」という)について検討するものである。これまでも述べてきている通り(陳=王 2003:p.124; 安田=高橋 2015:p.72)、ワ州基本法の母法は、中華人民共和国(以下「中国」という)の法制度(以下、中国の法を「中国法」という)と考えられる。そこで、本稿は、中国の消防法(1998年4月29日主席令第4号公布, 同年9月1日施行。以下「中国消防法」という)と比較しながら論を進めていくこととする。

## II. ワ州消防法と中国消防法

### 1. ワ州消防法と中国消防法の成立

ワ州基本法は、中国法を継受して成立している(陳=王 2003:p.124)。ワ州基本法自体は、1993年5月20日に発布され(ワ州基本法第一章「総則」第6段落)、その後2003年12月24日に改正されたとされている(ワ州基本法第一章「総則」第12段落)。しかし、残念ながら、2003年12月24日改正前のワ州基本法がどのようなものであったのかは、明らかではない。

中国消防法については、I. 1. で述べた通り、1998年4月29日に成立し、その後は2008年10月28日公布(主席令第6号, 翌年5月1日施行)、2019年4月23日公布(主席令第29号, 公布日施行)、2021年4月29日公布(主席令第81号, 公布日施行)でそれぞれ改正されて現在に至る。また、1998年に中国消防法が制定される前には、消防監督条例(1957年11月30日公布・施行。1984年10月

1日廃止), 消防条例(1984年5月13日公布, 同年10月1日施行. 1998年9月1日廃止)があった. これらの期日とワ州消防法が「消防『法』」という表現を用いていることから<sup>(1)</sup>, 2008年10月28日公布による改正より前の中国消防法がワ州消防法の母法と考えられる.

また, それぞれの第1条を比較してみても, ワ州消防法は2008年改正前の中国消防法と類似していると言える. ワ州消防法第1条は, 以下のように規定している. 「火災の予防および火災の危険の減少, 公民の人身と財産の安全の保護, 公共の安全の維持, ワ州の平和的建設の順調な進行の保障のため, ワ州の実際の状況に基づき本法を制定する」. これに対し, 中国で1984年に制定された消防条例第1条は, 「消防作業を強化し, 社会主義の現代化建設を保持し, 公共財産および公民の生命財産の安全を確保するために特に本条例を制定する」と定めており, 中国消防法第1条は「火災の予防および火災の危険の減少, 公民の人身, 公共財産および公民の財産の安全の保護, 公共の安全の維持, 社会主義現代化建設の順調な進行の保障のため本法を制定する」と規定していた(なお, 中国消防法第1条は2008年10月28日公布の改正で, 以下

のような条文となった. 「火災の予防および火災の危険の減少, 応急救援業務の強化, 人身, 財産の安全の保護, 公共の安全の維持のため本法を制定する」). この文言の類似点からしても, ワ州消防法が2008年改正前の中国消防法を母法にしていると指摘できよう(以下, 単に「中国消防法」というときは2008年改正前の中国消防法を指すこととする).

## 2. ワ州消防法の全体構造

ワ州消防法は全4款, 36条からなっている. 第1款(第1条~第6条)は「総則」, 第2款(第7条~第17条)は「火災予防」, 第3款(第18条~第26条)は「消防組織および消火救援」, 第4款(第27条~第36条)は「法的責任」である. これは, 全6章, 54条の中国消防法と比べると少ないと評せるであろう<sup>(2)</sup>.

## 3. ワ州消防法と中国消防法の全体比較

ここでは, ワ州消防法と中国消防法全体の比較を試みる. ワ州消防法と中国消防法を比較し, 一覧にした表が(表1)である.

(表1) ワ州消防法と中国消防法の比較表

条文の内容	ワ州消防法	中国消防法
法律の目的	第1条	第1条
消防の方針	第2条	第2条
消防作業への指導	第3条	第3条
消防作業への監督	第4条	第4条
消防の義務	第5条	第5条
消防教育	第6条	第6条
消防作業への奨励		第7条

政府の計画への盛り込み	第7条	第8条
燃えやすい危険物の生産工場などの基準	第8条	第9条
建築時の消防技術標準	第9条～第12条	第10条～第13条
組織内の消防安全に関する職責	第13条	第14条
建設物内部の基準		第15条
大規模火災発生時の処理		第16条
燃えやすい危険物の生産や場所などに対する規制	第14条	第17条～第18条
消防用品や電気製品の基準	第15条	第19条～第20条
消防施設や機材の破壊の禁止	第16条	第21条
政府の季節的消防に関する対応	第17条	第22条
地域消防		第23条
公安および消防機関の各組織に対する監督		第24条～第25条
政府による消防組織と消化能力の増強	第18条	第26条
各組織の自主消防組織	第19条	第28条, 第30条
都市の政府による公安消防隊, 専属消防隊		第27条
専属消防隊	第20条	第29条
公安消防機関による専属消防隊などへの指導		第31条
火災を発見した者の通報義務	第21条	第32条
消防機関の権限	第22条	第33条
火災以外に対する公安消防隊の業務		第34条
消防車などの交通規制の免除	第23条	第35条
消防車などの消防・救援業務以外の使用の禁止		第36条
消防作業の対価	第24条	第37条
消防作業参加者の負傷などへの補償	第25条	第38条
消火作業後の調査	第26条	第39条
罰則	第27条～第36条	第40条～第53条
施行日		第54条

### Ⅲ. ワ州消防法いくつかの考察

#### 1. 消防機関や消防車に関する考察

ワ州消防法は、全体として燃えやすい物品を放置することの禁止（ワ州消防法第9条）や多くの人が集まる場所を建設する際には消防施設に関する検査に合格しなければならない（ワ州消防法第11条）などの市民に対す

る規定がほとんどで、本来「消防法」という法律が規定しておくべき消防署や消防車に関する規定がほとんどない。ワ州消防法で、消防署に関する規定は、第22条に「消防機関は統一組織として、消火を指揮し、火災現場の総指揮員は、消火活動を行う必要に応じて、各種水源の使用、停電、戒厳を行い、医療救護を動員し、運搬用具などを消防のために協力させる権利を有する」との規定と、第17



(図1) 中国の動画サイト上にアップロードされていた中国人旅行者がワ州の南康市の消防署を訪問した様子を撮影したとされる映像。消防車も十分用意されていることが見て取れる（出典：為夢去遠行 2019）

条に「消防機関は決められた職責に従い、隠れたリスクを除去しなければならない。特に季節に応じた消防は十分に行わなければならない」との規定があるくらいである。また、消防車に関する規定は、ワ州消防法第23条の「消防車は火災現場に向かうとき、速度、進行方向、信号の規制を受けず、その他の車両や通行人は道を譲らなければならない」との規定があるのみである。

これらの規定から、一応はワ州にも、消火を指揮し、消火活動の際に現場の停電や戒厳を行い、火災のリスク除去をする機関が法律上存在していることになる。また、交通規制について規制を受けない消防車もワ州には存在していることになっている。事実、ワ州には少なくとも2010年代後半には消防署や消防車が存在しているようである（図1参照）。

中国消防法は、「地方各級人民政府は、消防安全構造、消防署〔消防站〕、消防用水、

消防通信、消防車用道路、消防装備などの内容を含む消防計画を都市計画に含み、合わせて組織に実施させる責務を負う」と規定（第8条）し、都市計画の中で消防署の設置を定めるようにしている。この規定に対応するワ州消防法の規定は、以下の条文である第7条となる。「都市の人民政府は、消防構造を都市全体の計画に盛り込み、併せて関連する組織部門で実施させる責任を持つ」。

ワ州に消防署が存在していることから、中国消防法との比較で言うと、ワ州消防法第7条にいう「消防構造」には、消防署の設置などを含むということになる。「都市全体の計画」に規定する「消防構造」であるものの、これを消防署と読み取ることは、やや飛躍があると言えるであろう。また、中国消防法第27条第1条は、「都市人民政府は、国家の規定する消防署建設標準に従い、公安消防隊、専属消防隊を組織し、火災の救援業務を担わ

せなければならない」との規定している。これは、中国消防法第8条により都市計画の中に消防署について定めることを規定しつつも、その消防署についても国家の標準に従い公安消防隊と専属消防隊の組織について規定している。これが中国消防法における消防署に関する組織規定なのである。一方で、ワ州消防法にはこのような規定は一切存在しない。

なお、中国消防法第8条には直接消防車については規定していないが、「消防車用道路」とあることから、少なくとも消防車の存在を前提にしていると言える。もっとも、中国消防法第36条の「消防車、消防艇および消火機材、装備および施設は、消防および危険からの救援業務と関係ない事項に用いてはならない」に類する規定もワ州消防法には存在しない。つまり、ワ州の消防車は、消火作業以外にも使用してはならないという制限がないのである。II. 1. で述べたように、ワ州消防法第1条を見れば、明らかに中国消防法の影響を受けていると言える。つまり、ワ州消防法の立法者は、中国消防法に規定されている消防署の建設標準（第27条第1項）や消防車を消防作業など以外に使用してはならない規定（第36条）などを知っていたはずであるにも関わらず、規定しなかったと考えるべきであろう。もっとも、ワ州が軍閥政権であることから、緊急時には消防車で軍人などの運搬ができるようにするためにあえて中国消防法第36条のような制限を設けなかった可能性もある。

なお、ワ州消防法に消防車に関する規定がほとんど存在しないことについては、以下のように考えることもできる。1990年代のワ

州は、唯一のメインロードと言われる道ですら岩や土石を人力で削り、なんとか車一台が通れるようにしたた山道であったとされる（高野 1998：pp.42-43）。中国人旅行者がネット上にアップロードした複数の動画や中国側の報道を見る限り、2010年代以降のワ州の道路インフラはめざましく整備された模様だが、ワ州消防法の制定時点において、ワ州に悪路が多く、消防車をワ州全域に走らせることができない環境にあったものと考えられる。そのように考えれば、ワ州全域に消防署を設置したとしても、結局ワ州内のあらゆる場所に消防車が出動することは不可能であろうことから、ワ州全域に消防署や消防車を準備しておいてもその意味は薄いということである。現在において消防署や消防車が機能的に設置されているのは、ワ州の首府である「邦康（バンサン）」や、南部の主要都市である南康くらいではないだろうか。

このように考えると、先に述べたようなワ州消防法の規定が市民に対するものがほとんどであるという点も説明がつくように思われる。しかし、(図1)でも見たように、ワ州に消防署や消防車が存在していることは事実なので、これらの設備の設置根拠がワ州消防法上明確ではないという問題もある。

## 2. 消防業務への監督に関する考察

ワ州消防法第4条は以下のように規定している。「ワ州司法機関はワ集領域全域内の消防業務に対し管理監督を行うものとし、県以上の政府司法機関は、行政区内の消防作業に対し監督管理を実施するものとする」。これに対し、中国消防法第4条は以下のように

規定している。「国務院公安部門は全国の消防業務に対し管理監督を行うものとし、県級以上の人民政府の公安機関は、当該行政区内の消防業務に対し監督管理を実施するものとし、併せて当該人民政府公安機関の消防機関は実施する責任を負う。軍事施設、鉱山の地下部分、原子力発電所の消防業務はその主管組織が管理監督をするものとする」。

消防に関しては行政権が行うべき市民への役務提供であり、中国消防法第4条の国務院公安機関が監督管理するというのは当然ともいえる。これに対し、ワ州消防法第4条ではその監督管理を司法機関が行うとしている。思えば、ワ州基本法上は、「司法」という用語は何度か見かけることがある（ワ州基本法第一章「総則」第6段落、第13段落など。安田＝高橋 2015：84-85）。しかし、ここでいう「司法機関」という用語の意味は日本などとは異なるということである。

中国においても、司法機関の行政化、司法権と行政権の未分化が指摘されている（鈴木 1993：181）。ところが、ワ州は消防に関する監督指導の機能も司法機関が担っており、中国以上の司法権と行政権の未分化が見れるということである。

### 3. ダンスホールの開業に関する考察

ワ州消防法第11条は以下のように規定している。「ダンスホール〔舞庁〕、ホテル〔賓館、飯店〕、ショッピングセンター〔商場〕、自由市場〔集貿市場〕、娯楽場〔娯楽場所〕など公衆が集まる場所は、開業前に、消防機関に対し申告を行い、消防施設に関する検査に合格した後開業することができる」。この

規定自体は、中国消防法第12条を基にしたものと思われる。中国消防法第12条は以下のように規定している。「歌舞ホール〔歌舞庁〕、映画館〔影劇院〕、ホテル、ショッピングセンター、自由市場など公衆が集まる場所は、使用もしくは開業前に、現地の公安消防機関に対し申告を行い、消防施設に関する検査に合格した後使用または開業することができる」。ワ州は小規模な領域しか持たないため<sup>(3)</sup>、ダンスホールやショッピングセンターはあっても歌舞ホールや映画館は、少なくともワ州消防法が定められた時点では存在しなかったということなのであろう。

しかし、問題となるのは、消防の観点から見た場合、基準に適合しなければならないのは「開業」していないが「使用」が開始される前であることは言うまでもない。しかし、中国消防法と比べたとき、ワ州消防法では条文上、「開始前」に検査に合格する必要がないのである。この点は、ワ州では、開業前の視察などが一切考慮されていないということなのであろう。

### 4. 自主消防組織に関する考察

ワ州消防法第19条は以下のように規定している。「大型企業や事業体、倉庫は自身の消防組織を建設しなければならない。その組織のための消防施設を購入しなければならない」。この規定は、以下のような中国消防法第28条を基にしたものと思われる。「以下の組織は、専属消防隊を組織し、その組織の火災救援業務を担わなければならない。（一）原子力発電所、大型発電所、民間空港、大型港。（二）燃えやすい爆発危険物を生産、貯蔵す

る大型企業、(三) 可燃性重要物資を貯蔵する大型倉庫、基地、(四) 第1号、第2号、第3号の規定以外で火災の危険性が大きく、現地の公安消防隊から距離があるその他の大型企業、(五) 現地の公安消防隊から距離がある全国重要文化保護組織として昔の建築物群の管理をしている組織」。

中国消防法第28条は、いくつかの組織に自主的な専属消防隊の設立を義務づけている。これに対しワ州消防法第19条は大型企業や事業体、倉庫であれば、その業務内容に限らず消防組織を設立しなければならないとしている。Ⅲ. 1. でも述べた通り、ワ州消防法第22条により、統一組織として、水源の使用や停電などを行う権限を持った「消防機関」が設立されているはずである(この「消防機関」が(図1)でも見た「消防署」と思われる)。しかし、大型企業や事業体、さらには倉庫であれば自主的な専属消防隊を設立しなければならないという規定から、やはりⅢ. 1. で考察した通り、ワ州は悪路が多くこの消防機関はワ州全域をカバーできないという事情が、すくなくともワ州消防法が制定された時点では顕著に存在したものとと思われる。

なお、ワ州消防法第19条では「専属消防隊」という用語は用いていない。しかし、ワ州消防法第20条は「専属消防隊は、消防隊の義務を持つ者や社会の人々に対し業務指導をし、技術訓練の義務を負い、火災があったとき、そこに派遣させることができる」と規定している。ここに問題がある。

ワ州消防法第19条の次の条文である第20条がこのように規定していることから、ワ州消防法第19条が規定している「消防隊」は

「専属消防隊」と呼称されているものと考えられることもできる。しかし、Ⅲ. 1. で見た通り、ワ州消防法の基となった中国消防法の第27条第1条では、専属消防隊を地方政府の組織する消防署に所属する消防隊と位置づけている。このため、ワ州消防法第20条にいう「専属消防隊」も中国消防法と同じく、消防署に所属する消防隊なのではないかと考えることもできる。ワ州消防法上には「専属消防隊」についての定義規定がないのである。もっとも、Ⅲ. 6. でも述べるが、ここは中国消防法の通りに解釈せず、ワ州消防法第19条にいう「消防隊」が「専属消防隊」であると考えられるべきであろう。

いずれにしろ、専属消防隊の定義を規定せずに専属消防隊という用語を以降の条文で頻繁に用いている点に、ワ州消防法の粗雑さを見出させるであろう。

## 5. 地域消防に関する考察

中国消防法第23条は以下のように規定している。「村民委員会、居民委員会は群集による消防業務を展開しなければならない、組織は防火安全公約を制定し、消防安全検査を行うものとする。郷鎮人民政府、都市街道事務所はそれを指導および監督するものとする」。この規定は、公的機関だけではない地域で消防作業を行うための規定である。

Ⅲ. 4. で見たように、ワ州ではその全域に消防署の管轄が及ばないことを前提としているものと思われる。このようなときワ州の消防につき期待が寄せられるのは地域消防ではないだろうか。しかし、ワ州消防法には中国消防法第23条に類する規定は存在しない。



この点については、ワ州消防法について疑義がある点である。ワ州消防法は中国消防法第23条に類する規定を導入してもよかつたのではないだろうか。

もっとも、見方を変えれば、Ⅲ. 4. で見た通り、ワ州では大型事業体や倉庫であれば自主的な専属消防隊を設立させなければならず、ワ州消防法第20条により専属消防隊が社会の人々に対し業務指導することとなっている。このため専属消防隊以外の地域での消防までは必要ないという見方もできると思われる。

## 6. 消防作業の対価に関する考察

中国消防法第37条は以下のように規定している。「(第1項) 公安消防隊の火災からの救助に際し、火災を発生させた組織、個人に対していかなる費用も徴収してはならない。(第2項) 救助に参加した外部組織である専属消防隊、義務消防隊が消費した燃料や消火剤および機材、装備などに対して、規定を参照して補償をしなければならない」。これに対し、ワ州消防法第24条は以下のように規定している。「火災の処理作業に対して専属消防隊が使用した燃料、消火剤および機材、装備などについては、発火した組織が補償しなければならない」。

通常、政府があり、その治安維持目的の消防の役務に対して消火剤などの補償を求めるということはある得ない。このような治安維持役務を提供するために、租税制度があるためである。ワ州にも一応、アヘンの現物を納めるという形式の租税制度が導入されている(高野 1998: 149)。そうすると、ワ州消防法

第24条から「専属消防隊」とはやはり、ワ州消防法第19条により組織された各組織による民間の消防隊を意味するのではないかと推察される。もっとも、このように解釈したとしても、結局、公的な消防組織の消防作業などについての対価が一切規定されていないという問題がある。

また、発火した組織が使用した消火剤などを補償しなければならないことから、ワ州では「専属消防隊」による消防作業などを民事的な事務管理関係と捉えているものと考えられる。

## Ⅳ. おわりに

本稿では、ワ州基本法のうち、ワ州消防法を中国消防法と比較するという形式で検討してきた。その結果、ワ州には消防署や消防車が存在しているものの、それがワ州全域に対処できないことを前提にしていると考えられる法体系であると本稿は指摘した。そのため、ワ州内の大型企業や事業体などの民間団体に「専属消防隊」を組織させているものと思われる。しかし、ワ州の中にも大型企業などがない辺境もある(高野 1998:p.57)。とすれば、中国消防法第23条のような地域消防に関する規定がワ州消防法に存在しないことには疑義があるのだが、この点がワ州消防法の粗雑な点の一つにあげられよう。

また、ワ州消防法第4条によれば、司法機関が消防作業の指導をすることを規定しているとは、Ⅲ. 2. で述べた。この規定は「消防作業」とのみ述べており、「消防署による消防作業」とは述べていない。そのため、民間組織の「専属消防隊」による消防作業も、

司法機関の指導対象となるはずである。ワ州は、司法機関、消防機関、民間が連携して消防業務を行っていると言えそうである。もっとも、2003年4月24日にワ州のパンサンの自由市場で発生した大規模火災では、中国側のワ州に接する街である雲南省孟連孟連タイ族ラフ族ワ族自治州に対して消火の協力依頼があったという（孫＝繆 [ほか] 2003；安田 2011：20）。これに対して雲南省孟連孟連タイ族ラフ族ワ族自治県の消防隊は、2台の消防車と2台の先導車と16人の消防隊員によるチームを結成し、52キロメートル離れたパンサンまで消火作業に向かったという（孫＝繆 [ほか] 2003）。Ⅲ. 1. では、消防署が機能的に設置されているのはパンサンくらいのものではないだろうかとも指摘した。ところが、大規模火災になると、ワ州の消防署は首府のパンサンでも単独で消火作業を行うことは難しいようである。ワ州基本法の規定には条文があっても、運用を想定していないと思われる規定もいくつか存在するが（安田＝高橋 2002：p.119）、ワ州消防法も同様なのではないだろうか。

筆者らはこれまでワ州基本法の各章について検討してきた。しかし、ワ州消防法に至ってついに、本来政府があればその実効支配領域内の治安確保は最低限行うべきものであるが、ついに消防作業という治安維持行為についてもワ州ではあまり機能しておらず、民間に委ねたり、中国を頼っているのではないかという結論を得るに至った。

この点は、「政府」として考えたとき、重要な点である。稿を改めてワ州政府についてもさらに検討をしなければならない。今回は、福井県も促進している国際交流の一環とし

て、このような政府が維持すべき「治安」とは、どのような範囲をいうのかという根本的問題について今後議論しなければならない地域が存在することを指摘できたことは本稿の意義といえよう。今後も、残されたワ州基本法の研究は継続しなければならないテーマと言える。

【資料】ワ州消防法和訳（底本は、緬甸佤邦司法工作委員会（編）2004：pp.99-106）

#### 第1款 総則

第1条 火災の予防および火災の危険の減少、公人の人身と財産の安全の保護、公共の安全の維持、ワ州の平和的建設の順調な進行の保障のため、ワ州の実際の状況に基づき本法を制定する。

第2条 消防作業は、予防の貫徹を主としつつ、消火と組み合わせる方針とし、専門機関と群衆の協力の原則を堅持して、防火安全責任制を実行するものとする。

第3条 消防作業はワ州政府の指導の下、地方各級人民政府が責任を負い、各級人民政府は消防作業に経済および社会発展の計画を盛り込み、消防作業と経済建設および社会発展が互いに適応することを保障するものとする。

第4条 ワ州司法機関はワ集領域全域内の消防業務に対し管理監督を行うものとし、県以上の政府司法機関は、行政区内の消防業務に対し監督管理を実施するものとする。

第5条 いずれの組織および個人も消防の安全の維持、消防設備の保護、火災の予防、火災の報告の義務を有する。

第6条 各級政府および各報道、新聞、放送、映画、テレビなどの関連部門は、全て消防安全宣伝教育を行う義務を有する。

## 第2款 火災予防

第7条 都市の人民政府は、消防構造を都市全体の計画に盛り込み、併せて関連する組織部門で実施させる責任を持つ。

第8条 市街地においては、燃えやすい物品を放置したり、過度に生産してはならず、ガソリンスタンド、ガス供給所は安全地帯に設置しなければならない、規定に適合しない場合、関係組織は期限を定めて解決に尽力する措置を採らなければならない。

第9条 建築組織は建築消防技術標準に従い設計施行をしなければならず、工程が竣工した後、消防機関が検査して合格した場合に使用が可能となる。

第10条 政府が建築および装飾を要求した場合、防火耐火材を使用して施工するよう尽力しなければならない。

第11条 ダンスホール、ホテル、ショッピングセンター、自由市場、娯楽場など公衆が集まる場所は、開業前に、消防機関に対し申告を行い、消防施設に関する検査に合格した後開業することができる。

第12条 大型集会を開催したり、火を使うパーティ、灯籠を使うイベント、縁日などの群衆が集まる活動には、主催組織は、防火、消火安全措施を制定し、併せて消防機関に対し申請をし、検査に合格した後、開催することができる。

第13条 機関・団体、企業・事業組織は、消防安全制度を策定し、その組織の従業員に対し安全教育を行い、組織は防火検査をし、適宜火災になりうる原因を除去し、消防施設を維持・補修しなければならない。居住区の管理組織は住宅区の消防作業を十分に行わなければならない。

第14条 火災が発生しやすく、爆発の危険がある場所に火種を残しておくことは厳禁とする。

第15条 不合格で期限切れの消防用品の使用は厳禁とする。

第16条 消防施設を破壊することは厳禁とし、消防避難路を塞いではならない。

第17条 消防機関は決められた職責に従い、隠れたリスクを除去しなければならない。特に季節に応じた消防は十分に行わなければならない。

## 第3款 消防組織および消火救援

第18条 政府は消防組織を健全にし、消防施設を増設し、消化能力の増強を行うものとする。

第19条 大型企業や事業体、倉庫は自身の消防組織を建設しなければならない。その組織のための消防施設を購入しなければならない。

第20条 専属消防隊は、消防隊の義務を持つ者や社会の人々に対し業務指導をし、技術訓練の義務を負い、火災があったとき、そこに派遣させることができる。

第21条 何人も火災を発見した場合、直ちに通報しなければならない。いずれの組織および個人も無償で情報提供をしなければならない。火災に関する虚偽通報は厳禁とする。消防隊は通報を受けた後、直ちに現場に赴き消防活動を行わなければならない。

第22条 消防機関は統一組織として、消火を指揮し、火災現場の総指揮員は、消火活動を行う必要に応じて、各種水源の使用、停電、戒厳を行い、医療救護を動員し、運搬用具などを消防のために協力させる権利を有する。

第23条 消防車は火災現場に向かうとき、速度、進行方向、信号の規制を受けず、その他の車両や歩行人は道を譲らなければならない。

第24条 火災の処理作業に対して専属消防隊が使用した燃料、消火剤および機材、装備などについては、発火した組織が補償しなければならない。

第25条 消火活動に参加したことにより負傷し、障害を負うもしくは死亡した者に対して、関連規定に基づき、発火した団体が医療を行い、補償を行うものとする。

第26条 消火活動の後、発火した組織は、消防機関の要求に基づき火災現場を保存し、調査を受け、火災の事実と状況をそのまま情報提供しなければならない。消防機関は現場を封鎖し、調査を行い、火災原因を認定し、火災の損失を確認し、火災事故の責任を明らかにする権利を有する。

#### 第4款 法的責任

第27条 法規に違反して、大型集会、火を使うパーティ、人が集まるなど群衆が集まる活動を行い、火災の危険があり、その場が改善されない場合、開催の中止が命じられ、併せて罰金を科すものとする。

第28条 本法の規定に違反して、未確認で消防技術標準より低い施工を行った場合、施工の中止が命じられ、併せて罰金を科すことができる。

第29条 本法の規定に違反して、不合格な消防用品を生産、販売した場合、その製品と不法所得を没収するものとする。

第30条 電気の接続が不適切、ガス機器の接続が不適切の場合、期限を定めて改善を命ずるものとし、その時期が経過しても改善されない場合、使用の中止を命じ、併せて罰金を科すものとする。

第31条 本法の規定に違反して、燃えやすく爆発の危険のある物品を生産、貯蔵、運搬、売買もしくは使用した場合、その違法行為を注意するよう命じ、罰金もしくは15日以下の拘留〔拘留〕を科すものとする。

第32条 違法に他人に消防安全規定に違反する危険な作業を行わせたり、消火栓および消防避難路を埋めたり、占拠したり、消火施設を損壊させたり、横領したり、解体した場合で、消防機関の通知した期間までに改善されないとき、直接の責任者に対し罰金、拘留を科し、原状回復を命令するものとし、その費用については違法行為を行った者が負担するものとする。

第33条 消火活動の後、発火原因をごまかしたり隠したりして、責任を逃れるために、故意に現場を破壊し現場を偽造し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究し、犯罪を構成しない場合には、15日以下の拘留を科し、併せて罰金も科す。

第34条 本法の規定に違反する行為に対する罰則は、司法機関の裁決によるものとする。拘留を科す処罰については、司法機関は管理処罰条例の規定により裁決するものとする。業務停止命令については、経済および社会生活への影響が大きい場合には、消防機関はワ州司法委員会に報告し、法により裁決するものとし、治安状況に応じて消防機関が執行する。

第35条 消防機関で業務を行う者は、消防作業中に職権を濫用してはならず、職務上

得た秘密を保持し、私利に走ってはならず、不合格な消防設計の工程に対して検査証を発行し、火災が発生し、関連部門や個人への改善の通知をごまかして、犯罪を構成する場合には法により刑事責任を追究し、犯罪を構成しない場合には、治安処罰条例により、15日以下の行政拘留を科すものとする。

第36条 本法に違反する行為があり、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究するものとする。

注)

1 ワ州基本法の各章は、全てが「法」という名称ではなく、第15章「ワ州治安管理条例」や第16章「文物管理条例」のように、「条例」という名称のものもある（安田＝高橋 2015:p.78）。このことから「消防条例」という名称がワ州基本法に用いられていない点から、2008年10月28日公布による改正より前の中国消防法がワ州消防法の母法と考えられるのである。

2 なお、中国消防法は、2008年改正以降は全7章、74条である。

3 ワ州の広さは、日本の岐阜県と同等である（高野 1998：8）。

#### <参考文献>

鈴木賢（1993）「人民法院の非裁判所的性格——市場経済化に揺れる法院の動向分析——」『比較法研究』（55号）比較法学会＝有斐閣、pp.174-182収録。

高野秀行（1998）『ビルマ・アヘン王国潜入記』草思社。

安田峰俊（2011）『独裁者の教養（星海社新書4）』講談社.

安田峰俊 = 高橋孝治（2015）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（1）総則」『多摩大学研究紀要「経営情報研究」』（19号）多摩大学経営情報学部, pp.71-86 収録.

安田峰俊 = 高橋孝治（2022）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（7）交通管理法」『ふくい地域経済研究』（34号）福井県立大学地域経済研究所, pp.112-127 収録.

陳英 = 王双棟（2003）『“金三角”之星』緬甸佤邦民族教育出版社.

緬甸佤邦司法工作委员会（編）（2004）『佤邦基本法（試行）』[出版社不明].

孫偉 = 繆勛兵 [ほか]（2003）「中国消防跨国補火」（新浪新聞中心ウェブサイト）〈<https://news.sina.com.cn/c/2003-05-18/1220132625s.shtml>〉2003年5月18日更新, 2022年5月1日閲覧.

為夢去遠行（2019）「冒険深入緬甸消防局内部 我去佤邦警員很客气地為我指路」（好看視頻ウェブサイト）〈<https://haokan.baidu.com/v?vid=10983606788181426736&tab=yingshi>〉2019年11月29日更新, 2022年5月1日閲覧.

### 【追記】

本稿初稿提出後に筆者（安田）は、ワ州基本法が2019年に改正されていたという情報に触れた。このため、本稿で見てきたワ州消防法も改正されている可能性がある。しかし、改正後のワ州基本法については情報がないし、ワ州という国際理解という点からは本

稿の意義は失われないであろう。